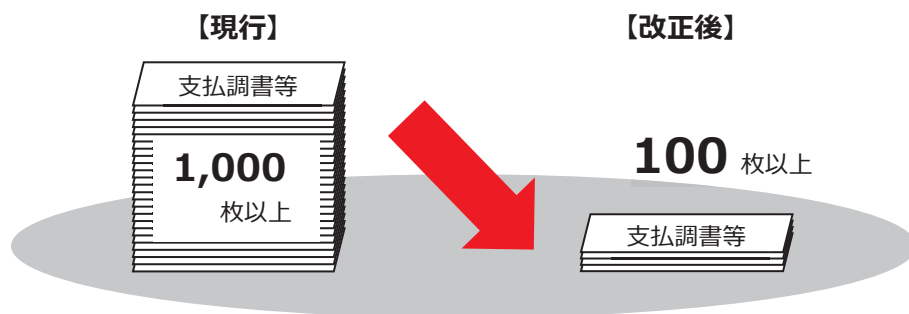


令和3年1月1日以降 に市町村に提出する「給与支払報告書」等から

# eLTAX<sup>エ</sup> または 光ディスク等 による 提出基準 が 引下げられます!

★提出義務の対象となるかどうかの判定基準は、その年の前々年ですので  
平成31年（令和元年）が改正後初年度の判定年となります

- 国税における支払調書等の電子提出（e-Tax・光ディスク等）の提出義務基準が引下げられます。
- これに伴い、地方税における給与支払報告書等の電子提出（eLTAX・光ディスク等）の提出義務の判定基準となる「その年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数※」が現行の「1,000枚以上」から「100枚以上」に引き下げられます。  
※支払調書等の枚数・・・給与支払報告書にあっては、所得税に係る給与所得の源泉徴収票の枚数
- この改正は、令和3年1月1日以降に提出すべき給与支払報告書について適用されます。
- はじめて光ディスク等で提出される場合は、事前の手続きが必要となりますので、下記までお問い合わせください。



## [提出義務の判定例]

平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年
<税務署> 給与所得の源泉徴収票 <b>120</b> 枚	<税務署> 給与所得の源泉徴収票 <b>110</b> 枚	<税務署> 給与所得の源泉徴収票 <b>90</b> 枚	<税務署> 給与所得の源泉徴収票 <b>110</b> 枚 ⇒義務あり	<税務署> 給与所得の源泉徴収票 <b>95</b> 枚 ⇒義務なし
		<市町村> eLTAX・光ディスク等 <b>提出義務なし</b>	<市町村> eLTAX・光ディスク等 <b>提出義務あり</b>	<市町村> eLTAX・光ディスク等 <b>提出義務なし</b>

令和2年提出分の基準年である平成30年の給与所得の源泉徴収票の提出枚数が1,000枚未満のため、電子データ又は紙のいずれの方法でも提出が可能。※R2年は旧基準

令和3年の提出分の基準年である平成31年（令和元年）の給与所得の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上のため電子データによる提出が必要。

令和2年の給与所得の源泉徴収票の提出枚数が100枚未満のため電子データ又は紙のいずれの方法でも提出が可能。

お問い合わせは、佐伯市役所課税課市民税係（TEL0972-22-4501）まで